

第 2 次  
北広島市犯罪のない安全で安心な  
まちづくり推進計画

(案)

計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度

北 広 島 市

# 目 次

## 第1章 推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の対象範囲 .....	2
4 市民等の意見の反映 .....	2
5 計画期間 .....	2

## 第2章 犯罪等の現状

1 道内及び市内における犯罪認知件数の推移 .....	3
2 市内の主な街頭犯罪等の発生状況 .....	6
3 市内の不審者情報(子どもへの声かけ等)の状況 .....	8
4 市内の振り込め詐欺発生状況 .....	8
5 道民意識調査 .....	9

## 第3章 犯罪発生の背景と要因

1 地域コミュニティの機能低下 .....	11
2 規範意識の低下 .....	11
3 情報化社会の進展による犯罪の誘発 .....	11
4 社会経済環境の変化 .....	11

## 第4章 推進計画の基本的考え方と目標

### 第1節 推進計画の基本的考え方

1 自分の安全は自分で守る意識の醸成 .....	12
2 地域における防犯活動の推進 .....	12
3 見せる・見える防犯活動の推進 .....	12
4 犯罪の起きにくい環境づくり .....	12

### 第2節 計画の基本目標

1 数値目標の設定 .....	13
-----------------	----

## 第5章 安全で安心なまちづくりに向けて

1 市の取組み	
(1) 防犯意識の普及と啓発活動の推進 .....	14

(2) 市民活動への支援 .....	15
(3) 犯罪が起こりにくい環境の整備 .....	15
(4) 暴力団の排除 .....	15
(5) 学校等における安全対策 .....	16
(6) 高齢者・障がい者の安全対策 .....	16
2 市民の取組み	
(1) 身の回りの安全対策 .....	17
(2) 地域における安全対策 .....	17
(3) 街路灯の整備 .....	17
(4) 知識習得のための防犯講座等への参加 .....	17
(5) 地域ぐるみの防犯活動 .....	17
(6) 暴力団を利用しない .....	17
3 事業者の取組み	
(1) 施設等への安全対策 .....	18
(2) 従業員への啓発 .....	18
(3) 地域の一員としての取組み .....	18
(4) 暴力団を利用しない .....	18

## 第6章 推進計画の実施にあたって

1 庁内推進体制の整備 .....	19
2 推進会議の設置 .....	19
3 計画の見直し .....	19
4 計画推進のイメージ .....	20

### 資料編

- 資料1:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
- 資料2:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則
- 資料3:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿
- 資料4:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程
- 資料5:北広島市暴力団の排除の推進に関する条例
- 資料6:用語集

## 第1章 推進計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民の願いです。

市内の犯罪認知件数は、平成15年以降、減少傾向にあります。

しかしながら、社会全体をみますと、依然として車上ねらいや子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、インターネットや携帯電話などを利用した新たな犯罪のほか、振り込め詐欺なども手口が巧妙化しており、大きな社会問題となっています。

近年、核家族化や少子高齢化、都市化の進展に伴い、地域におけるコミュニティ意識の希薄化が進み、犯罪が発生しやすい環境を生み出す一因ともなっています。

このようなことから、市では、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、市、市民、事業者が果たすべき責務や役割を明らかにした「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、平成21年4月1日に施行いたしました。

『北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画』は、この条例に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定したものです。

市や地域では、この計画に基づき、市民の防犯意識の向上や子どもや高齢者をはじめとする市民の安全確保などに取り組むとともに、自主防犯活動団体や青色回転灯パトロール隊などの自主的な活動により、犯罪件数が減少するなど、数値的に見ると治安状況は改善されておりますが、道民の犯罪に対する意識調査（調査期間 平成25年9月）では、犯罪被害に遭う不安を感じている人の割合が半数を超えており、安全で安心な暮らしが実感できていない状況となっています。

また、現計画期間が平成26年度をもって終了することから、現計画を基本としつつ、犯罪情勢や社会情勢の変化などを踏まえた中で見直しを行い、新たな「第2次北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、犯罪のない安全で安心な暮らしを実感できる地域社会を目指すこととします。

### 2 計画の位置づけ

「第5次北広島市総合計画」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図ったうえで策定します。

「第5次北広島市総合計画」では、「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の3つの目指す都市像を掲げていますが、本計画は基本目標の1つである「環境・安全」（美しい環境につつまれた安全なまち）の分野において、『防犯対策の推進』が重要な施策として位置付けられています。

---

### 3 計画の対象範囲

---

犯罪には様々なものがありますが、この計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣ねらい等の窃盗事件や子どもに対する犯罪など市民の身近な場所で発生する犯罪を対象とし、これらの犯罪を未然に防止する施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

なお、火災や地震などの災害、環境保全といった分野については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、計画の対象範囲には含めないこととします。

---

### 4 市民等の意見の反映

---

この計画は、条例第 12 条の規定による「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」やパブリックコメントにより、市民等の意見を参考に策定します。

---

### 5 計画期間

---

この推進計画の計画期間は、平成 27 年度から(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの 5 年間としますが、主な取り組みについては必要に応じ見直しを行い、柔軟に対応していきます。

## 第2章 犯罪等の現状

### 1 道内及び市内における犯罪(刑法犯)認知件数の推移

道内及び市内で発生した犯罪の認知件数(警察が把握した犯罪件数)は、共に平成15年以降連続して減少しており、市内における平成25年中の刑法犯認知件数は、過去10年(平成16年以降)で最も少なく、平成16年と比べ約▲54%(▲438件)と大きく減少しています。市内の犯罪の種類をみると窃盗犯が281件で約75%を占めており、依然として市内の犯罪の大半は窃盗犯であることがわかります。

【単位:件】

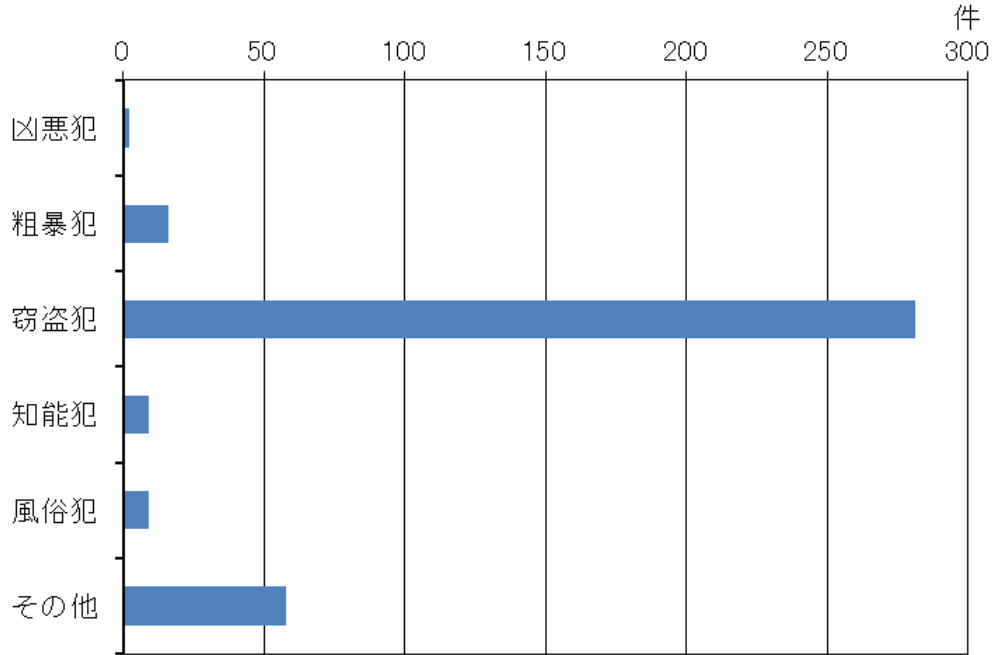
		刑法犯							重要 犯罪	重要 窃盗
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他		
北海道	平成16年	88,249	456	2,221	69,410	2,160	457	13,545	812	13,254
	平成17年	73,071	421	2,153	55,960	2,385	487	11,665	798	10,655
	平成18年	65,417	401	2,294	48,853	2,220	503	11,146	773	9,094
	平成19年	60,880	348	2,145	45,847	1,786	411	10,343	635	7,727
	平成20年	59,733	292	2,070	46,480	2,047	395	8,449	539	6,301
	平成21年	52,139	280	1,878	40,165	1,337	483	7,996	509	5,586
	平成22年	51,226	291	1,827	39,264	1,125	536	8,183	523	5,096
	平成23年	49,263	243	1,861	36,724	1,181	576	8,678	472	5,029
	平成24年	45,489	262	2,188	32,671	1,056	704	8,608	532	4,654
	平成25年	41,066	243	2,278	28,260	1,194	890	8,201	559	4,177
北広島市	平成16年	813	1	13	678	9	6	106	7	99
	平成17年	796	7	19	651	21	4	94	11	96
	平成18年	692	4	20	532	23	11	102	15	78
	平成19年	658	3	11	539	18	3	84	5	69
	平成20年	643	0	14	552	16	2	59	2	45
	平成21年	540	4	16	453	10	12	45	13	32
	平成22年	550	1	10	446	8	8	77	4	58
	平成23年	592	1	14	473	9	6	94	2	55
	平成24年	499	0	14	385	9	6	85	6	39
	平成25年	375	2	16	281	9	9	58	3	41

資料:北海道警察

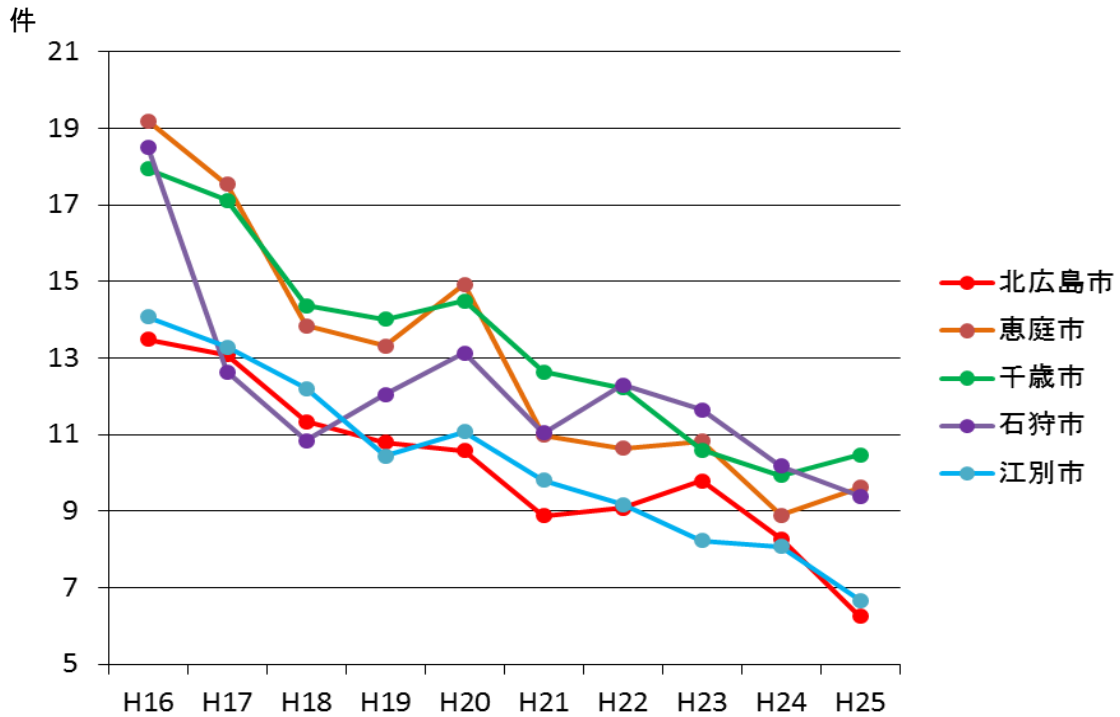
※重要犯罪 ～ 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

※重要窃盗 ～ 侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり

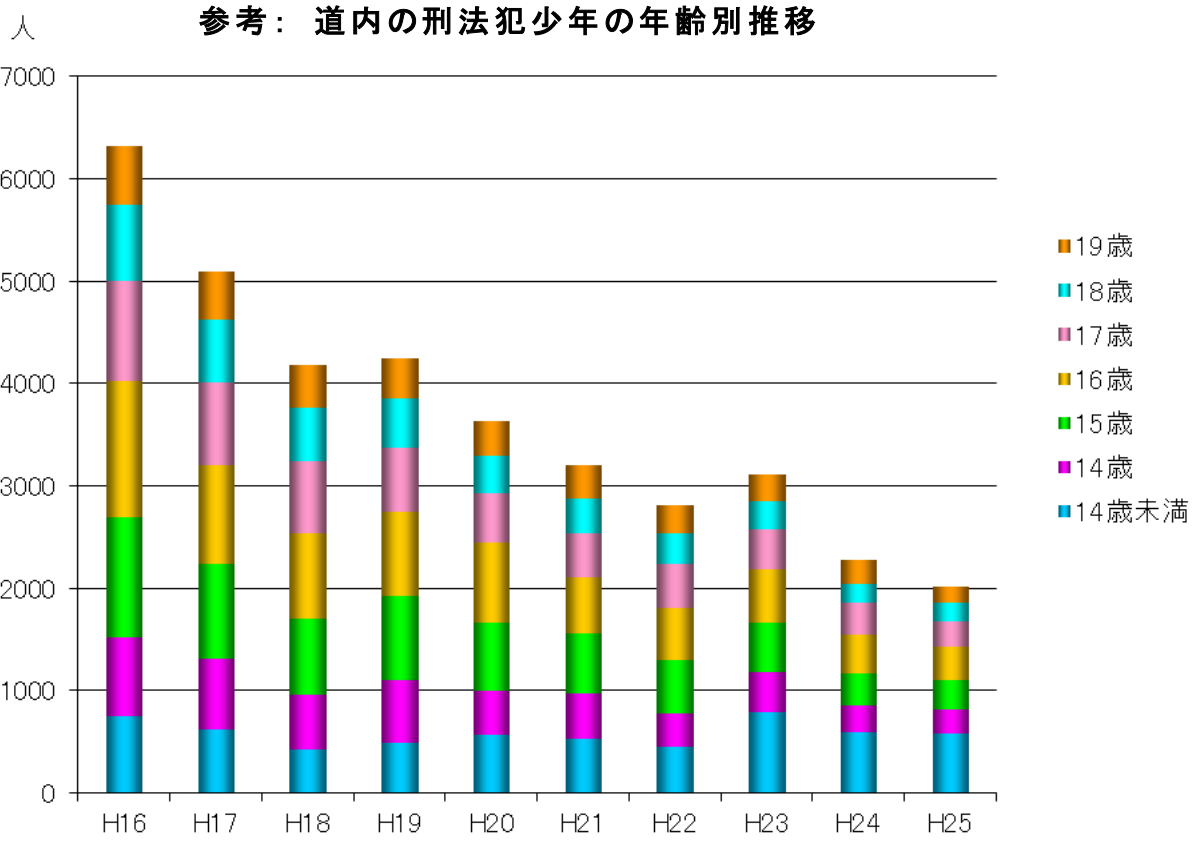
平成 25 年 市内の犯罪(刑法犯)状況(375件)



参考：近隣市の犯罪(刑法犯)認知件数(人口1千人当たり)



近隣4市の犯罪(刑法犯)認知件数を見ると、北広島市は少ないことが分かります。



少年の刑法犯の検挙・補導状況を年齢別で見ると、平成25年は、14歳未満が28%、16歳が16%、15歳が14%、17歳12%となっています。  
 特に、平成23年から14才未満の検挙・補導の割合が高くなってきており、犯罪の低年齢化が進んでいることがわかります。

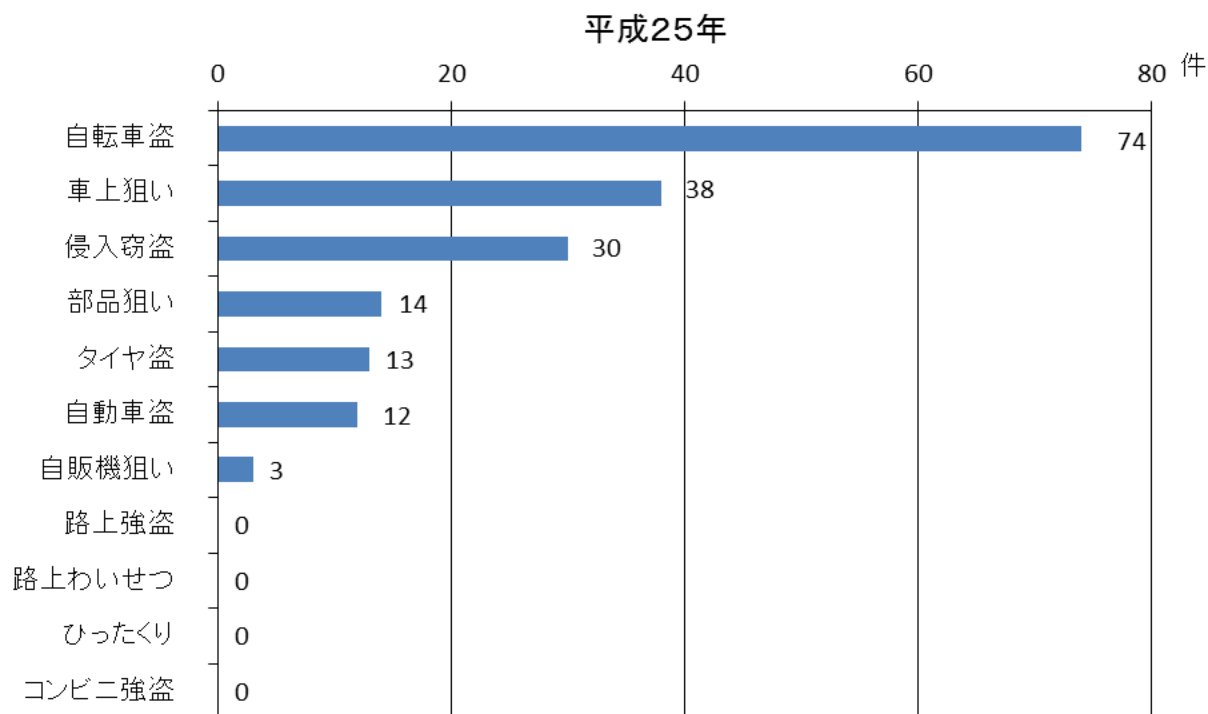
## 2 市内の主な街頭犯罪等の発生状況

身近で発生する市民が最も不安を感じている市内の街頭犯罪等の発生状況は、毎年減少傾向にありますが、その中でも自転車盗難が40%、車上狙いが21%で全体の61%を占めています。その他侵入窃盗が16%、部品狙いが8%となっています。

【単位：件】

	総数	街頭犯罪								侵入犯罪		その他
		路上強盗	路上強制わいせつ	ひったくり	自動車盗	車上狙い	部品狙い	自転車盗	自販機狙い	コンビニ強盗	侵入窃盗	タイヤ盗
平成 22 年	315	0	2	0	16	74	20	119	22	0	43	19
平成 23 年	326	0	1	1	8	70	13	114	59	0	45	15
平成 24 年	273	0	6	0	5	48	11	98	11	0	33	61
平成 25 年	184	0	0	0	12	38	14	74	3	0	30	13

資料：北海道警察厚別警察署

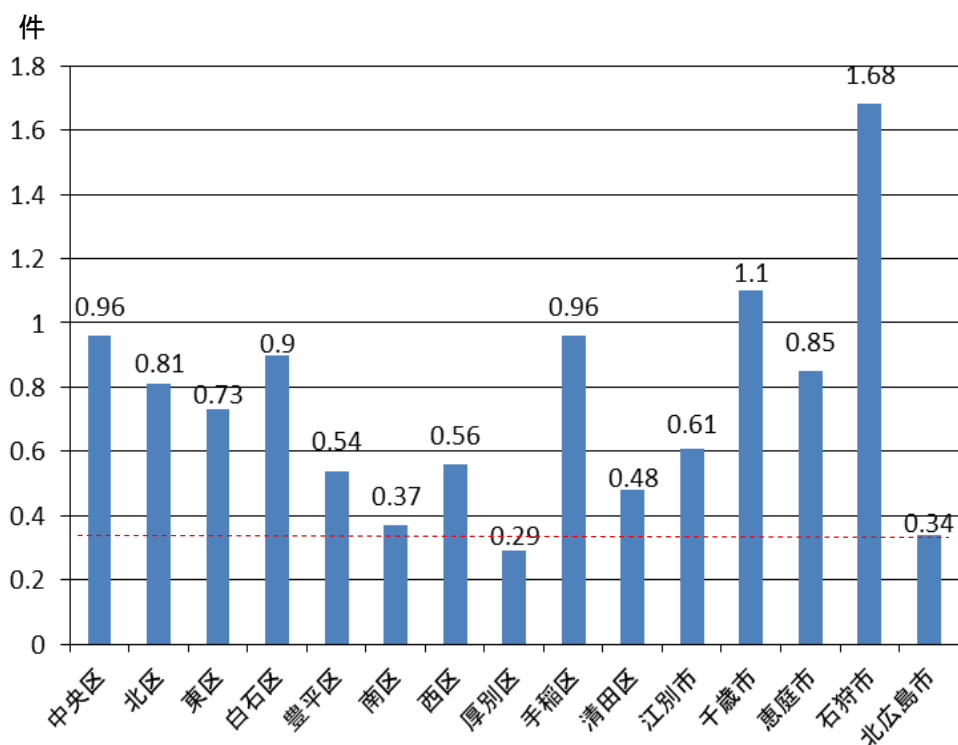


参考：近隣市・区の住居対象の

H25年 侵入窃盗犯罪認知件数状況(1千世帯当たり)

市・区	世帯数	認知件数	1千世帯当たり 認知件数
札幌市中央区	128,235	123	0.96
〃 北区	140,548	114	0.81
〃 東区	133,162	97	0.73
〃 白石区	113,721	102	0.90
〃 豊平区	116,888	63	0.54
〃 南区	70,626	26	0.37
〃 西区	106,809	60	0.56
〃 厚別区	61,808	18	0.29
〃 手稲区	65,498	63	0.96
〃 清田区	50,266	24	0.48
江別市	54,208	33	0.61
千歳市	45,443	50	1.10
恵庭市	30,697	26	0.85
石狩市	26,790	45	1.68
北広島市	26,253	9	0.34

資料：北海道警察

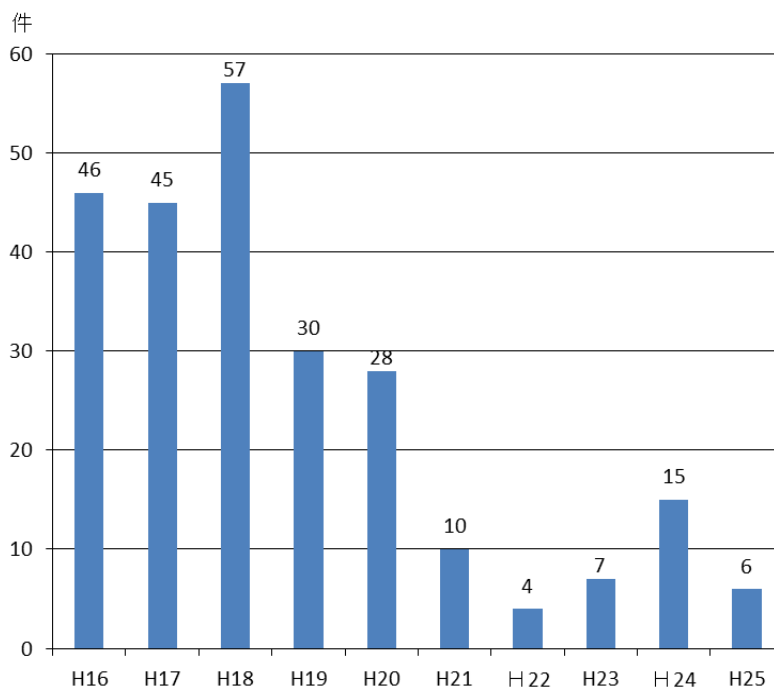


身近で発生する市民が最も不安を感じている侵入窃盗犯罪の認知件数を見ると、北広島市は他市・区に比べ少ないことがわかります。

### 3 市内の不審者情報(子どもへの声かけ等)の状況

市内の不審者情報の状況は、平成18年(57件)をピークに減少しており、ここ数年は4～15件程度で維持しています。

年度	情報件数
平成16年	46件
平成17年	45件
平成18年	57件
平成19年	30件
平成20年	28件
平成21年	10件
平成22年	4件
平成23年	7件
平成24年	15件
平成25年	6件



資料:北広島市教育委員会  
(子どもS・C通信発行数)

### 4 市内の振り込め詐欺発生状況

市内における振り込め詐欺の発生状況は、ここ数年被害件数が1～2件と減少していますが、手口が巧妙化し、1件当たりの被害額は増加しています。

	オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証金詐欺	還付金等詐欺	合計	被害総額
平成22年	1件	0件	0件	0件	1件	1,329,000円
平成23年	0件	0件	0件	0件	0件	0円
平成24年	0件	0件	0件	2件	2件	2,429,830円
平成25年	0件	1件	1件	0件	2件	18,265,000円

資料:北海道警察厚別警察署

参考: 道内全体の振り込め詐欺の発生状況は、平成25年と平成26年を比較すると、件数、被害額ともに増加しています。特に被害総額は平成25年で約2億2千万円、平成26年10月現在で5億1,600万円と前年に比べ倍以上となっています。

## 5 道民の犯罪に対する意識調査

近年、社会問題化している振り込め詐欺をはじめとする様々な犯罪に対する意識や対策、自分たちが生活している地域の自主防犯活動等への参加、不安を感じる犯罪の種類などを把握するため、北海道が平成25年9月に道内の満20歳以上の個人1,900人を対象に実施した「犯罪のない安全で安心な地域づくりについて」の道民意識調査では、次のような結果が出ています。

道内における平成25年度中の刑法犯認知件数は4万1,066件で、平成15年から11年連続で減少し、数値的な治安は改善傾向にあります。平成25年度道民調査の結果、犯罪被害に遭う不安を感じている人の割合（「よくある」、「たまにある」と回答した人）は59.3%と半数を超えており、体感的な治安は十分に改善したとは言えない状況にあることがわかります。

内容を具体的に見ると、不安を感じる犯罪については「ひったくりや路上強盗」と「空き巣などの侵入犯罪」が上位を占めているほか、地域を犯罪から守るための活動として必要と思われる対策については、「街灯等の設置」や「防犯カメラの設置」が必要と考える人の割合が高い状況にあります。

### 【道央圏の調査結果】

- 調査標本数 1,180 サンプル
- 有効回収数(率) 569 サンプル 48.2%

### ①不安を感じる犯罪の種類

犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じる犯罪の種類として「ひったくりや路上強盗」が62.8%、「空き巣などの侵入犯罪」が58.5%、「悪質商法や振り込め詐欺」が44.7%、「車上ねらい」が43.8%となっており、日常生活において発生し得る身近な犯罪に対する不安が高くなっています。

### ②地域で発生した犯罪の認知手段

地域で起きている犯罪をどのような手段で知ったかについては「テレビ・ラジオ・新聞など」が93.0%と突出しており、「町内会からの情報」が40.1%、「インターネットによる情報」・「地域住民からの情報」が21.6%となっており、マスメディアを除くと地域からの情報が有力な情報手段となっていることがわかります。

### ③地域を犯罪から守るために必要な活動等

地域を犯罪被害から守るために、どのような活動や対策が必要かについては「街灯

等の設置」が 65.6%、「防犯カメラの設置」が 57.6%、「防犯パトロール」が 50.1%、「交番の増設や警察官によるパトロール強化」が 49.2%、「隣近所への見守り、声掛け運動」が 45.0%となっており、街灯や防犯カメラの設置のほかに、防犯パトロール強化を必要と考える人が特に多いことがわかります。

#### ④防犯活動団体等への参加状況

地域を犯罪被害から守るために、どのような団体で活動に参加していますかについては「参加していない(または参加したことがない)」が 53.4%と半数の人が防犯活動への参加経験がありません。参加経験がある人については「町内会」が 30.9%、「学校・PTA」が 18.6%となっており、犯罪被害から守るために防犯パトロール等が必要と考える人が多い一方で、実際の活動に参加している人は少ないことがわかります。

## 第3章 犯罪発生の背景と要因

犯罪が発生または多様化している背景としては、様々な要因が指摘されていますが、一般的な要因として主に以下のことが考えられます。

---

### 1 地域コミュニティの機能低下

---

近年の社会経済情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能も昔に比べ低下してきています。価値観や生活様式の多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、周囲の生活などに対して無関心な傾向が強まり、地域社会の連帯意識の希薄化が犯罪の起きやすい環境を生み出していると考えられます。

---

### 2 規範意識の低下

---

ゴミの収集日や分別方法を守らないなど、社会の最低限なルールにも従おうとしない自己中心的な風潮は、社会全体の規範意識の低下を生み出しています。こういった大人社会における規範意識の低下は、他人を尊重する心や我慢する心を欠いた若者たちを生み出す一因ともなっています。

---

### 3 情報化社会の進展による犯罪の誘発

---

高度情報化社会の急速な進展によるインターネットや携帯電話などの普及は、私たちの生活を豊にしている反面、オークション詐欺や出会い系サイトによる犯罪という新たな犯罪の手口となって現れ、大きな社会問題となっています。

これらの犯罪の特徴は、犯人を特定することが難しく、手口も多様化・巧妙化し益々複雑化しています。

---

### 4 社会経済環境の変化

---

社会経済環境の不安定なことによるストレス社会は、対人関係において人とのコミュニケーション不足から自己中心的な考え方が多くなり、罪を犯すことへの抵抗感が小さくなっていると考えられます。

## 第4章 推進計画の基本的考え方と目標

### 第1節 推進計画の基本的考え方

『犯罪を未然に防ぎ防犯性の高いまちづくりは、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった市民意識を基盤として、犯罪を起こさないための環境づくりを市、市民、事業者、関係団体等が連携して進めていくことが大切です。』

特に社会の宝である子どもたちの安全は、親と大人が責任をもって正義感や思いやりの心を育み、青少年を健全に育成していく環境と地域力を高めていく必要があります。

これらを踏まえ、計画の推進にあたっては、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、『市民や事業者、訪れるすべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現』を図ることを目標とし、次の4点を基本的な考え方として取組みを進めます。

---

#### 1 自分の安全は自分で守る意識の醸成

---

安全な環境で安心して暮らせるまちづくりの原点は、家庭を基盤として、まず市民自らが「自分のことは自分で守る」という自主的な防犯意識を育てていくことが大切です。

---

#### 2 地域における防犯活動の推進

---

地域の安全を確保していくためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のうえに、地域防犯活動への積極的な参加により、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

---

#### 3 見せる・見える防犯活動の推進

---

犯罪の抑止効果を高めるためには、「見せる・見える防犯活動」を継続的に実施し、犯罪の機会を与えないようにすることが重要です。

---

#### 4 犯罪の起きにくい環境づくり

---

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市、市民、事業者、その他関係機関が連携し、情報の共有化を図り、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要です。

## 第2節 計画の基本目標

### 1 数値目標の設定

『市民や事業者、訪れるすべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現』を基本目標とし、この目標を達成するために、平成31年度までの5年間ににおける数値目標を次のように設定します。

項目	目標	H25 実績値	H31 目標値
①犯罪発生認知件数	市内の犯罪発生件数を減少させる。	375件	300件
②不審者の発生件数	不審者出沒事案を減少させる。	6件	0件

#### ①市内の犯罪発生件数を減少させる。

第1次推進計画(H22～H26)では、平成26年の数値目標を平成21年の犯罪発生件数643件から1割減少させることを目標として580件を設定しました。

平成25年の実績値は375件となり、平成26年の目標値を下回る見込みとなりましたが、今後も犯罪被害の防止のために、市民の防犯意識の向上や犯罪を起こさないための環境づくりなど総合的な取り組みを継続して行っていくこととします。

第2次推進計画の最終年である平成31年度の目標値は、平成25年度の犯罪発生件数375件を基準とし、2割減少させることを目標とします。

#### ②不審者出沒事案を減少させる。

第1次推進計画(H22～H26)では、平成26年の数値目標を平成21年の不審者発生件数28件から0件になることを目標として設定しました。

平成25年の実績値は6件となりましたが、今後も声掛け事案などの不審者情報を関係団体や関係機関等に対し素早く情報伝達するとともに、保護者(登録者)等の携帯電話やパソコンに情報を発信し、不審者から子ども等を守る体制と、不審者が出沒しにくい環境づくりを継続して行っていくこととします。

第2次推進計画の最終年である平成31年度の目標値は、前回同様0件を目標とします。

## 第5章 安全で安心なまちづくりに向けて

### 1 市の取組み

市は、犯罪の起きにくい環境で市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民、事業者及び関係機関等と連携・協働し、必要な施策の推進に取り組んでいきます。

#### (1) 防犯意識の普及と啓発活動の推進

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への防犯知識の普及や啓発活動を推進していきます。

##### ① 広報活動等

###### 【主な取り組み例】

- 市広報紙、ホームページ、FM メイプルなどによる防犯意識の普及
- 市民意識調査の実施(平成 30 年度)

##### ② 啓発活動

###### 【主な取り組み例】

- 「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり市民大会」の開催
- 防犯啓発懸垂幕の作成・設置
- リーフレット等の作成と啓発活動への活用
- 防犯活動団体等との連携による啓発活動
  - ・イベント等での防犯意識啓発の実施
  - ・街頭防犯啓発の実施
  - ・防犯講座等の開催



##### ③ 市民・事業者・関係機関等との連携

###### 【主な取り組み例】

- 市ホームページによる厚別警察署配信市内不審者出没等発生状況マップの提供(リンク)
- 北海道警察(厚別警察署)からの犯罪情報、緊急情報の提供
- 「子ども110番の家」の整備推進
- 消費生活相談の実施及び北海道警察(厚別警察署)への情報提供

##### ④ 市職員による防犯パトロール

###### 【主な取り組み例】

- 青色回転灯装着公用車による防犯パトロール(外勤時)
- 防犯ステッカーの公用車貼付による防犯パトロール(外勤時)



## (2) 市民活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全な環境で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や自主防犯活動団体が連携し、幅広い活動を展開していくなど、地域単位での自主的な活動が重要です。

これら市民の主体的な地域活動を推進するために、次のような支援をしていきます。

### ① 街路灯(防犯灯)の設置及び維持管理に対する支援

#### 【主な取り組み例】

- 街路灯(防犯灯)設置費に対する補助
- 街路灯(防犯灯)の維持管理費・修繕費に対する補助

### ② 地域活動への支援

#### 【主な取り組み例】

- 防犯協会連合会等への助成
- 防犯活動団体等のネットワーク化(情報交換の促進)
- 自主防犯活動への助言等
- 防犯資機材等の支援、貸与

## (3) 犯罪が起こりにくい環境の整備

犯罪防止の取り組みには、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要であり、道路や公園、公共駐車場・駐輪場など各種公共施設の安全対策に努めていきます。

### ① 公園等の公共施設における安全対策

#### 【主な取り組み例】

- 樹木の定期的な剪定
- 照明灯の点検管理
- 定期的な清掃や落書き点検



### ② 駐輪場等における安全対策

#### 【主な取り組み例】

- 駐輪場等の巡視パトロール
- 放置自転車の撤去等

### ③ 宅地(空き地)及び空き家等の適正管理

#### 【主な取り組み例】

- 宅地(空き地)の所有者に対して、草刈り及び樹木剪定等の適正管理を促す
- 空き家の所有者に対して、適切な管理を促す

## (4) 暴力団の排除

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保に努めていきます。(北広島市暴力団の排除の推進に関する条例 平成26年4月1日制定)

#### 【主な取り組み例】

- 公共事業等から暴力団員及び暴力団関係事業者を排除
- 公共施設を暴力団に利用させない

## (5) 学校等における安全対策

学校における犯罪の発生を未然に防止していくため、学校（保育所・幼稚園含む）、PTA、青少年健全育成連絡協議会、保護者、地域、関係機関等との連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全対策に努めていきます。

### ① 学校等の防犯管理体制の整備

#### 【主な取り組み例】

- 学校危機管理マニュアルの作成
- 学校・地域・関係機関等との連絡・連携体制の整備
- 不審者情報等の連絡体制の整備
- 小中学校校長会等での情報交換

### ② 不審者からの安全確保対策

#### 【主な取り組み例】

- 不審者侵入対策講習の実施
- 校舎内インターホン及びオートロック錠の設置
- 保護者に不審者情報メール等の配信
- 市ホームページに不審者出没発生状況マップを掲載

### ③ 子どもへの防犯教育

#### 【主な取り組み例】

- 児童向け防犯教室の実施
- 新入学児童への防犯啓発リーフレット等の作成と配布
- 情報モラル啓発リーフレットの作成と配布

### ④ 通学路の安全対策

#### 【主な取り組み例】

- 通学路の実態把握と安全点検
- 地域安全マップの作成・配布
- 「子ども 110 番の家」の拡充（再掲）



## (6) 高齢者・障がい者の安全対策

高齢者などを狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの特殊詐欺被害に遭わないよう、必要な知識の普及や啓発に努めます。

### ① 防犯意識の普及と啓発活動

#### 【主な取り組み例】

- 高齢者のための防犯講座等の開催
- 民生委員等との連携による訪問活動



---

## 2 市民の取組み

---

犯罪の起きにくい環境で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ということにほかなりません。

地域住民や自主防犯活動団体が相互に連携を深め、地域の実情にあった啓発活動を行い、地域住民一人ひとりが幅広い防犯知識を持つことで安全意識を向上させ、地域ぐるみによる積極的な防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

### (1) 身の回りの安全対策

#### 【主な取り組み例】

- 施錠の徹底(家、車庫、車、自転車等)
- 車には貴重品を置かない
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- 住宅周辺の見通しの確保
- カメラ付インターホンへの切り替え

### (2) 地域における安全対策

#### 【主な取り組み例】

- 地域の安全点検
- ごみ拾いや落書きを消すなど、地域環境美化意識の向上
- 「子ども110番の家」への協力

### (3) 街路灯(防犯灯)の整備

#### 【主な取り組み例】

- 町内会・自治会での計画的な設置
- 街路灯(防犯灯)の点検と維持管理

### (4) 知識習得のための防犯講座等への参加

#### 【主な取り組み例】

- 市や警察、町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

### (5) 地域ぐるみの防犯活動

#### 【主な取り組み例】

- 児童生徒の通学時間帯における見守り活動
- 地域防犯協会による防犯パトロール
- 町内会・自治会・健連協・自主防犯活動団体による防犯パトロール
- 青色回転灯装着車による防犯パトロール
- 地域防犯協会や関係団体等による各種防犯啓発活動
  - ・防犯講座等の開催
  - ・各種イベントでの啓発活動
  - ・街頭防犯啓発の実施

### (6) 暴力団を利用しない

#### 【主な取り組み例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない



---

### 3 事業者の取組み

---

事業者は、その事業を行うにあたり、犯罪の起きにくい環境で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と連携・協働して地域の防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

また、防犯施策等の円滑な推進のために、市、市民及び関係機関等と積極的な連携が大切です。

#### (1) 施設等の安全対策

##### 【主な取り組み例】

- 施錠の徹底
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- セキュリティ装置の設置
- 事業所周辺の見通しの確保
- 敷地内街路灯の整備
- 夜間警備の強化

#### (2) 従業員への啓発

##### 【主な取り組み例】

- 従業員に対する防犯講座等の開催
- 市や警察、町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

#### (3) 地域の一員としての取組み

##### 【主な取り組み例】

- 地域の自主防犯活動団体との連携協力
- 「子ども110番の家」への協力
- 青少年の健全育成への協力

#### (4) 暴力団を利用しない

##### 【主な取り組み例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない

## 第6章 推進計画の実施にあたって

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりに向け、市民・事業者及び関係機関等と連携・協働し、総合的な活動を行うため、次のような推進体制の整備を図ってまいります。

---

### 1 庁内推進体制の整備

---

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりは、全庁的な協力体制のもとで取り組む必要があります。

そのため、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会」を組織し、安全で安心なまちの実現に向けた施策の推進に努めてまいります。

---

### 2 推進会議の設置

---

推進計画を実施するにあたっては、防犯活動団体の代表者、関係機関、公募委員等からなる「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置し、それぞれの立場で、また、連携・協働して行うべき具体的な取り組みについての意見交換や進捗状況についての検証等を行い、総合的な活動の推進に努めてまいります。

---

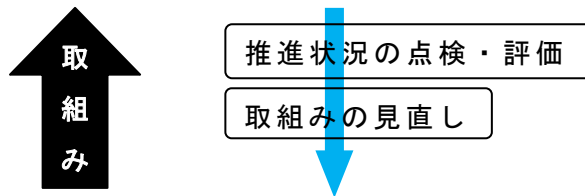
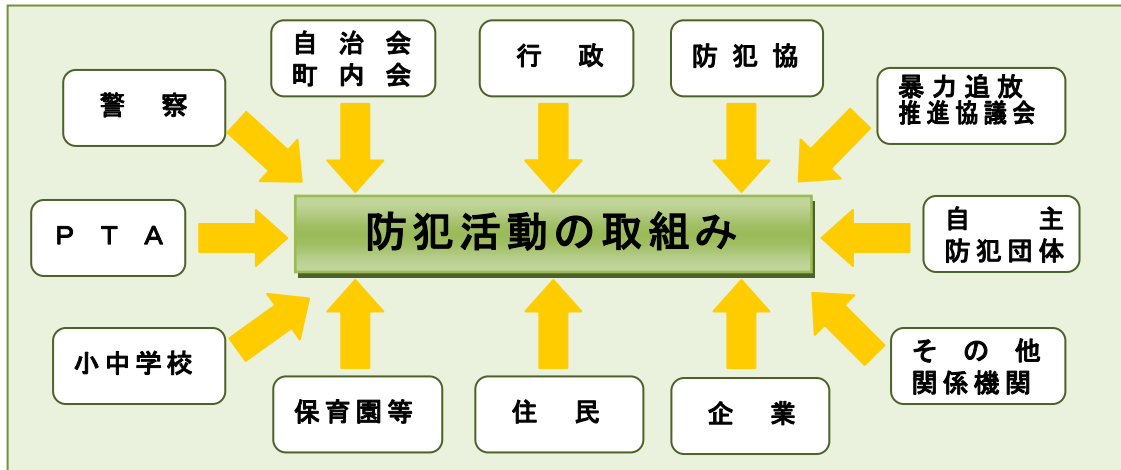
### 3 計画の見直し

---

推進計画は、中間評価等により適宜見直すこととし、主な取り組みについても今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識の変化等を把握し、検討を加えながら、より効果的な展開に努めてまいります。

#### 4 計画推進のイメージ

〈安全で安心して生活することができる地域社会の実現〉



推進委員会	推進計画 (H27～H31)	推進会議
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民環境部長を委員長とする庁内推進体制（関係課長職で構成）</li> <li>・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画及び推進に関する協議</li> </ul>	<p>市の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の普及と啓発活動の推進</li> <li>・市民活動への支援</li> <li>・犯罪が起こりにくい環境の整備</li> <li>・学校等における防犯対策の推進</li> <li>・高齢者・障がい者の安全対策</li> <li>・暴力団の排除</li> </ul> <p>市民の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身の回りの安全対策</li> <li>・地域における安全対策</li> <li>・街路灯（防犯灯）の整備</li> <li>・知識習得のため防犯講座等への参加</li> <li>・地域ぐるみの防犯活動</li> <li>・暴力団を利用しない</li> </ul> <p>事業者の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等への安全対策</li> <li>・従業員への啓発</li> <li>・地域の一員としての取組み</li> <li>・暴力団を利用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、関係団体、関係機関、公募委員等12名で構成</li> <li>・委員のそれぞれの立場で、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項について協議</li> </ul>

D  
O

C  
H  
E  
C  
K

P  
L  
A  
N

## 資料編

資料 1 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

資料 2 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

資料 3 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

資料 4 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規定

資料 5 : 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

資料 6 : 用語集

## 資料 1

## 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 20 年 12 月 19 日

条例第 30 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定め、市並びに市民、事業者、住民組織及び関係団体(以下「市民等」という。)の責務及び役割を明らかにすることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民、事業者及び本市を来訪する者が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、市及び市民等による犯罪の防止のための活動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

2 この条例において「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動(事業活動を除く。)を行う個人をいう。

3 この条例において「事業者」とは、市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

4 この条例において「住民組織」とは、自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

5 この条例において「関係団体」とは、市内において犯罪の防止を目的として組織された団体をいう。

6 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。

### (基本理念)

第 3 条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が自ら地域の安全を確保するという意識の下、それぞれの責務及び役割を果たしつつ相互に連携を図ることを基本として推進されなければならない。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、児童等(幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。)、高齢者及び障害者に配慮して推進されなければならない。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等と協働して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市民等に必要な情報の提供、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関及び市民等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に日常生活における安全の確保に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に事業活動における安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第7条 住民組織及び関係団体は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動を自主的に行うとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する団体と連携して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 住民組織及び関係団体は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、市、市民等及び関係行政機関が相互に協力する体制の整備を行うものとする。

(児童等の安全の確保等)

第9条 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路、公園等における安全の確保に努めるものとする。

2 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第10条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪による被害を受けないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第 11 条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第 12 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議)

第 13 条 第 8 条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項について協議するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の組織)

第 14 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 次に掲げる機関及び団体から選出された者

ア 関係団体及び関係行政機関

イ 住民組織の連合団体

ウ 市内の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会

エ 市内を地区とする商工会

オ 学校教育に関する団体

カ 交通安全に関する団体

(2) 公募に応募した者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(推進会議の運営事項)

第 15 条 前条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 2 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

平成 20 年 12 月 19 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 20 年北広島市条例第 30 号)第 14 条の規定に基づき、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 3 条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

	氏名	所属団体	備考
会長	なか みち ひろし 中 道 廣	北広島市防犯協会連合会(会長)	
副会長	あ そう まさ ひろ 麻 生 昌 裕	北広島市自治連合会(会長)	
	さか もと つとむ 坂 本 勉	札幌方面厚別警察署(北広島交番 所長)	
	やま ね すすむ 山 根 勸	北広島市暴力追放運動推進協議会 (会長)	
	かわ しま みつ ゆき 川 島 光 行	北広島市社会福祉協議会(会長)	
	し みず え み こ 清 水 恵 美 子	北広島商工会(女性部副部長)	
	た じま いく お 田 島 郁 夫	北広島小中学校校長会(東部中 学校校長)	
	たか はし み ち よ 高 橋 美 千 代	北広島市幼稚園協会(北広島かおり 幼稚園園長)	
	にい み だい ろく 新 見 大 陸	北広島市PTA連合会(会長)	
	えん どう ち え こ 遠 藤 智 恵 子	北広島市交通安全運動推進委員会 (委員)	
	ほり まつ ゆき お 堀 松 幸 雄	北広島市老人クラブ連合会(会長)	
	さい とう かね よし 斎 藤 兼 義	市民公募委員	

## 資料 4 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程

(設置)

第 1 条 犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に関すること。
- (2) その他犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、推進委員会を統括し、推進委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民環境部市民課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

職 名
環境課長
高齢者支援課長
児童家庭課長
都市整備課長
土木事務所長
商業労働課長
学校教育課長
青少年課長

## 資料 5

## 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民生活及び事業活動に生じた暴力団の不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第 7 条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員

又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 4 項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第 8 条 市は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第 9 条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の育成に携わる者に対する支援)

第 10 条 市は、警察その他の関係機関と連携を図り、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は助言が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第 11 条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第 12 条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第 13 条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定したものに対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報収集及び提供)

第 14 条 北広島市個人情報保護条例(平成 15 年北広島市条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(同条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下

同じ。)を収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 6

## 用語集

用語集	説明
青色回転灯装着車	これまで緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令等で禁止されていましたが、平成16年12月1日より、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められました。
空き巣ねらい	住民が留守の時に侵入する泥棒のことです。住宅を対象とした侵入盗の分類の一つで、住宅侵入の手口にはこのほかに、在宅時に侵入してくる「居空き」、「忍び込み」の3種類があります。
認知件数	警察において発生を認知した事件数
刑法犯	国内で発生した犯罪全体の総称です。法務省では交通業過(交通違反など)を含みますが、警察庁では交通行過を含まない件数で取りまとめています。
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦など
粗暴犯	凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝など
窃盗犯	日本の犯罪の中で最も多いもののひとつで、他人の所有物を正当ではない手法で手に入れる行為のことです。建物の中に侵入して盗む「侵入盗」と、街頭・路上などで行われる「非侵入盗」に分かれます。
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職など
風俗犯	賭博、わいせつなど
その他	上記以外の罪種(占有離脱物横領、住居侵入など)
街頭犯罪	道路、公園、駐車場、駅、その他の公共の場所において行われる強盗、傷害、恐喝、乗り物盗、車上狙い、ひったくり、自動販売機荒らしなど
初発型非行	非行の動機・手口が比較的単純で、初期的段階の非行といわれる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領(放置自転車を無断で使用するなど)をいいます。
占有離脱物横領	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領することを言う。遺失物等横領とも言う。
振り込め詐欺	かつては「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」等とも呼ばれており、警察庁により統一名称として「振り込め詐欺」と呼ばれることになりました。親族、警察官、弁護士などを装い、電話やはがき、文書等で相手を騙し、被害者に示談金、借金の返済、弁償金などの名目で、金銭を振り込ませて、騙し取る詐欺をいいます。
特殊詐欺	特殊詐欺とは、これまで被害の多かったオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の「振り込め詐欺」に加え、平成24年から増加している金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺、それ以外の特殊詐欺の8類型を総称しています。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。
街路灯	犯罪等から市民の安全を守る目的で、市内の自治会が設置し、維持管理を行う照明のことです。

**北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画**

- 発行年月 平成27年4月
- 発行 北広島市
- 編集 北広島市市民環境部市民課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1  
TEL.011-372-3311 FAX.011-372-6188